

家畜伝染病における防疫対策業務に関する協定

(目的)

第1条 この協定は、福島県内において家畜伝染病が発生した場合、福島県（以下「県」という。）が福島県ペストコントロール協会（以下「協会」という。）に対し、県の防疫対策業務の実施について協力を要請するために必要な事項を定めるものとする。

(対象となる家畜伝染病)

第2条 この協定の対象となる家畜伝染病は、高病原性鳥インフルエンザ及び口蹄疫とする。

(協力要請業務の内容)

第3条 この協定に基づく協力要請業務（以下「業務」という。）の内容は、次のとおりとする。

- (1) 消毒ポイントにおける車両の消毒
- (2) その他、県と協会が必要と認めた事項

(費用の負担)

第4条 第3条に掲げる業務の実施に要した費用は、県が負担するものとする。

(連絡窓口)

第5条 この協定に関する県の連絡窓口は、農林水産部畜産課とする。

(協議事項)

第6条 この協定の実施に関し必要な事項又は定めのない事項については、県及び協会が協議の上、別に定めるものとする。

(適用)

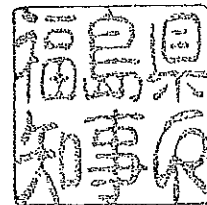
第7条 この協定は、平成22年9月1日から適用する。

なお、本協定の締結により平成20年12月12日に締結した協定は廃止とする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、県及び協会が記名押印の上各自1通保有する。

平成22年8月31日

福島県
福島県知事 佐藤 雄 平



福島県福島市月町3番20号
福島県ペストコントロール協会
会長 吾妻

